

【目次】監査結果に対する措置状況（令和6年度-第1期-定期監査）

No. 〈年度-監査種別-期-事務/工事-通し番号〉				公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日	
年度	種別	期	事/工 番号									
R6	定期監査	第1期	事務	1	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 3	経済観光文化局	課長（アートのまちづくり推進担当）	指摘	会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	2	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 4	教育委員会	教育環境課	指摘	債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	3	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 5	教育委員会	教育環境課	指摘	役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	4	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 5	教育委員会	教育環境課	指摘	行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	5	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 6	教育委員会	総合図書館運営課	指摘	行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	6	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 6	教育委員会	総合図書館図書サービス課	指摘	借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	7	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 6	教育委員会	博多工業高等学校	指摘	備品購入費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	8	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 7	教育委員会	博多工業高等学校	指摘	学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	9	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 7	教育委員会	有住小学校	指摘	印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	10	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 7	教育委員会	東住吉中学校	指摘	修学旅行の業者選定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	11	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 8	教育委員会	小呂中学校	指摘	光熱水費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	12	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 8	教育委員会	教育支援課、小学校教育課、中学校教育課、高校教育課、発達教育センター	意見	市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について（意見）	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	13	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 9	教育委員会	総務課、関係課	意見	市立学校における財務事務の適正な執行について（意見）	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	1	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 9	財政局	設備課	指摘	設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	2	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 10	財政局	設備課	指摘	経済性、有効性を考慮した設計を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	3	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 10	財政局	設備課	指摘	設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	4	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 10	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	5	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 11	財政局	設備課	指摘	衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	6	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 11	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	7	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 12	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	8	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 13	財政局	設備課	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	9	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 13	財政局	財産管理課	指摘	契約事務を適正に行うべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	10	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 14	財政局	設備課	指摘	契約事務を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	11	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 14	経済観光文化局	埋蔵文化財センター	指摘	委託料の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	12	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 14	道路下水道局	西部道路課	指摘	管渠工の積算及び諸経費の算定を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	13	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 15	道路下水道局	施設整備課	指摘	配管据付工の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	14	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 15	道路下水道局	東部道路課	指摘	契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	15	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 15	道路下水道局	施設整備課	指摘	契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8

No. 〈年度-監査種別-期- 事務/工事-通し番号〉		公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日
R6	定期監査 第1期 工事 16	R7.2.27 (第7124号 別冊2)	P. 16	交通局	姪浜車両工事	指摘	空調設備工事の積算を適正に行うべきもの	措置済	R7.8.8

## 監査結果に対する措置状況（令和6年度-第1期-定期監査）

年度	監査種別	番号	報告書 公表日	対象所属 ページ 局区等	課 結果区分	監査の結果 内容	措置の状況・市の見解		通知日
							措置状況	内容	
R6	定期監査	第1期	事務	1 ( 7 1 2 4 号 別 冊 2 R .1 2 4 2 . 2 7 P .3 経済観光文化局 指摘	課長 アートの まちづくり 推進担当	会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。 関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。  ア パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額、7時間45分を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額、1か月当たり60時間を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額（ただし、午後10時から翌日の午前5時までの勤務については、各割合に100分の25を加算）を支給することとなる。 しかしながら、令和5年度及び同6年度の時間外勤務等命令簿について、時間外勤務時間数をすべて100分の125の欄に記入するとともに時間外勤務時間数の記入誤りもあり、時間外勤務手当の支給額が誤っているものがあった。 なお、時間外勤務従事後の直接監督者及び所属長の確認欄すべてに記載がなかった。  イ 勤務を要しない日の1日単位の振替を行う場合、勤務を要しない日の振替等命令簿の勤務することを命じる日の勤務時間については、正規の勤務時間を記入することとなる。 しかしながら、令和5年度及び同6年度の正規の勤務時間が割り振られた日において、勤務を要しない日の振替等命令簿に時間外勤務時間を含めた勤務時間を記入し、時間外勤務等命令簿により時間外勤務を命じておらず、時間外勤務手当を支給していなかった。	措置済	パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の事務処理については、「福岡市職員の給与に関する条例」に則り、令和7年2月に過大支給分の返納及び過少支給分の追加支給を行った。 また、令和6年10月から、システムによる管理体制へと変更するとともに、チェック体制を強化し、再発防止を図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	2 ( 7 1 2 4 号 別 冊 2 R .1 2 4 2 . 2 7 P .4 教育委員会 指摘	教育環境課	債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 校舎等の破損に係る損害賠償金債権の管理において、次のような事例が見受けられた。 行政上の不作為との指摘を受けることがないよう、必要な措置を講じるとともに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。  ア 債権を適正に管理するため、債権ごとに、名称、金額、債務者の氏名及び住所、納期限又は履行期限、督促に関する事項その他市長が必要と認める事項を記載した債権管理台帳を整備する必要がある。 しかしながら、5件について督促状発付その他の必要事項の記載が漏れており、1件について債権管理台帳を作成していなかったため、債権管理の状況が確認できなかった。  イ 債権管理においては、滞納となった事案の日常の進捗管理に気を配るとともに、正当な理由もなく滞納を放置したり、手続の時期を逸したりすることがないよう努めなければならない。 しかしながら、消滅時効の更新の措置を講じていなかった債権3件について、財産調査等を行わず、時効期間経過後も必要な措置を講じることなく、長期に渡って催告を続けていた。  ウ 裁判上の和解をした債権のうち、和解条項に違反し、期限の利益を失った2件の主要債務者及びその連帯保証人に対しては、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金を直ちに支払うよう請求する必要がある。 しかしながら、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額について調定及び納入の通知をせずに、和解条項に基づく分割納付書のみ送付を続けていた。	措置済	債権管理台帳については、令和6年度中において、入力洩れのあった箇所については追記し、未作成だった債権については作成した。 消滅時効期間が経過した債権3件について、福岡市債権管理条例に則り、令和6年度において債権放棄を行い、不納欠損処理を行った。 裁判上の和解をした債権のうち、和解条項に違反した2件については、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額を請求するとともに、弁護士による徵収委託を行う方針とした。 なお、指摘内容について共有するとともに、関係法令やマニュアル等を確認し、適正な事務処理を行うよう、令和7年2月に課内会議で周知し、再発防止を図っている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日
			公表日	ページ	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容	
R6	定期監査	第1期 事務	3	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R 7 P 5	教育委員会	教育環境課	指摘	<p>役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>しかしながら、「構造計算適合性判定手数料」に係る役務費3件について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、令和5年度の2件については、遅延利息を支払う必要があるにもかかわらず、支払っていないかった。</p> <p>役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>なお、請求日と受理日は異なっており、受理日から30日以内には支払いを行っている旨の説明があったが、受理日を確認できる記録等はなかった。請求書の受理日は、将来事故発生の場合の争点となり、その立証を要することも予想されることから、請求書に受理日付印を押印する等の方法により、請求書受理後の経過を明らかにされたい。</p>	措置済	<p>指摘内容について共有するとともに、関係法令やマニュアル等を確認し、適正な事務処理を行うよう、令和7年2月に課内会議で周知し、再発防止を図っている。</p> <p>なお、支払いについては、相手方から遅延利息については請求しない旨の回答を得たことから、遅延利息は支払わないこととした。</p>	R7.8.8
R6	定期監査	第1期 事務	4	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R 7 P 5	教育委員会	教育環境課	指摘	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、電柱、電線、地下埋設物等及び郵便差出箱設置の使用料は、「福岡市公有財産規則の一部改正等について」（昭59.3.30財管第174号財政局長通知）により、道路敷となっている場合を除き、福岡市公園条例施行規則第12条及び第13条により算定した占用料の額を準用して徴収することとされている。</p> <p>しかしながら、地中送電線（管路）埋設のための目的外使用許可において、相手方から提出された使用継続申請書に面積が過大に記載されており、添付図面上も面積が確認できないにもかかわらず、相手方に確認しないまま使用料を算定した結果、使用料を過大に徴収していた。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。また、他に同様の事例がないか確認の上、再発防止に取り組まれたい。</p>	措置済	<p>指摘のあった行政財産目的外使用許可については、令和7年度分から、福岡市公有財産規則等に則り、適正な使用料を徴収することとした。</p> <p>指摘内容について共有するとともに、関係法令やマニュアル等を確認し、適正な事務処理を行うよう、令和7年2月に課内会議で周知し、再発防止を図っている。</p>	R7.8.8
R6	定期監査	第1期 事務	5	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R 7 P 6	教育委員会	総合図書館運営課	指摘	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、公募を実施せずに設置させる自動販売機の使用料は、「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」（平成21年9月18日財政局長通知）により、同通知の表に掲げる金額（1台の占用面積（空き容器入れ等を含む。）が1m<sup>2</sup>を超えるものについては、当該1m<sup>2</sup>を超える面積について1m<sup>2</sup>までごとに同表の金額をそれに加算した金額）以上の額とすることとされている。</p> <p>しかしながら、次のような事例が見受けられた。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>ア 自動販売機1台について、令和2年度中に空き容器入れを設置させたことにより、占用面積が1m<sup>2</sup>を超えていたが、使用料を変更していかなかった。</p> <p>なお、当該事実については、令和3年度定期監査において改善を求めていたが、検討した事実は確認できなかった。</p> <p>イ 自動販売機6台について、占用面積の合計により使用料を算定していた。</p> <p>なお、令和3年度定期監査において、同様の事例に対する指導を行っていた。</p> <p>ウ ア及びイの結果、令和4年度、同5年度及び同6年度において、使用料を過少に徴収していた。</p>	措置済	<p>令和4年度から6年度までの目的外使用許可に係る使用料について、適正な算定に改め、過少となっていた使用料の追加額については、令和7年1月に納入確認済である。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に当たっては、公有財産管理事務の手引きや過去の通知等から、最新の算定根拠に基づいた算定方法であるかを係員及び係長がダブルチェックすることで、再発防止に努めている。</p>	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日
			公表日	ページ	局区分	課	内容	措置状況	内容	措置状況	
R6	定期監査	第1期	事務	6	(第 7 1 R 2 4 2 号 別 冊 2)	P .6	総合図書館 教育委員会 指摘	借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、「電子図書館用電子書籍コンテンツ等契約」に係る借損料等6件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 なお、令和3年度の定期監査において、同様の指摘を行っていた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。	措置済	令和6年9月以降、組織的なチェック体制の強化を図るため、既存の進行管理表に係長の事前確認欄を設け、発注前に進行管理表への記載がされているか確認を徹底しているほか、定期的に支払いがあるものについては新たに一覧表を作成し、係長による定期的な確認を実施するなどし、再発防止策の強化を図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	7	(第 7 1 R 2 4 2 号 別 冊 2)	P .6	博多工業高等学校 教育委員会 指摘	備品購入費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、スポットクーラーに係る備品購入費等33件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 なお、令和3年度の定期監査において、同様の指導を行っていた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。	措置済	指摘事項について、令和6年12月に課内ミーティングで、再発防止を徹底するとともに新たな遅延防止対策を講じることを確認した。 具体的には、令和7年4月から、よりチェックがしやすい新様式を作成して共有フォルダに保存するとともに、同チェックリストに基づき、毎月、事務長が未払いがないか確認することとした。 併せて、同月の職員会議で新しい様式の説明を行い、予算管理、適正な支出及び遅延防止について全教職員にも徹底した。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	8	(第 7 1 R 2 4 2 号 別 冊 2)	P .7	博多工業高等学校 教育委員会 指摘	学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 学校徴収金の取扱いにあたっては、教育委員会が策定した福岡市立学校徴収金等取扱要綱に基づき、適正に処理しなければならないが、高等学校の校納金については、マニュアル等の整備がなされていないことから、小・中・特別支援学校を対象とする学校徴収金事務処理マニュアルを参考に事務処理を行っており、同マニュアルにおいては、原則として年度繰越は認められず、年度末に精算のうえ返金することとされている。 しかしながら、校納金について、年度末に精算を行っておらず、また、卒業後、返金までに最大1年程度の期間を要していた。 学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性・公益性を有するとともに、児童生徒・保護者の学校に対する信託に基づいて校長が執行する経費であり、公費に準じた性格を有していることから、保護者等の信頼を得られるよう、適正な事務処理を行ふとともに、今後は、高等学校における学校徴収金の事務処理についてルールを整備されたい。	措置済	学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うように所属内に周知するとともに、令和6年12月の課内会議にて、可及的速やかに精算を行うこと及び精算用のデータ入力シートについて月1回職員2名体制でチェックを行うことを周知徹底し、大元の預金通帳は事務長自身が台帳に入力しながら、随時確認して再発防止に努めている。 徴収金の事務処理については、高等学校と小・中・特別支援学校で違わないがないため、小・中・特別支援学校を対象とする学校徴収金事務マニュアルを引き続き参考に行うこととし、各学年毎の最終的な精算及び卒業生への返還は半年以内に完了させることをルール化した。 なお、毎年度の精算については、3年間継続して卒業アルバムの写真を撮影し、修学旅行費も複数年にわたって徴収する必要があることから、事務処理マニュアルに基づく年度繰越の正当な理由にあたると考えられるため、毎年度末の精算処理は行わない。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	9	(第 7 1 R 2 4 2 号 別 冊 2)	P .7	教育委員会 有住小学校 指摘	印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、図書の購入に係る印刷消耗品費2件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。	措置済	印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していた件については、令和7年2月の課内会議において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条及び第6条第1項に則り、「約定期間に支払うこと」を確認した。また、令和6年10月から、新たに進行管理表を作成しダブルチェックを行い、再発防止を図っている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果		措置の状況・市の見解		通知日		
			公表日	ページ	局区等	課	結果区分	内容			
R6	定期監査	第1期	事務	10	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R P 7	教育委員会 指摘	東住吉中学校	修学旅行の業者選定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規範（以下「倫理行動規準」という。）は、職員が利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることを禁止している。修学旅行の業者選定にあたっては、福岡市立学校徴収金等取扱要綱及び学校徴収金事務処理マニュアルに基づき、学校が設置する修学旅行業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において適正に実施しなければならない。 しかしながら、令和5年度実施の修学旅行において、選定時に提出された企画見積書の提案により、選定委員会の委員3名を含む教職員11名が、「引率者交通費」として旅行代金に含まれない金券（市バス1日乗車券）を業者から受け取っていた。 修学旅行の費用は保護者負担であることから、業者は倫理行動規準第5条第1項第7号に定める利害関係者には該当しないが、業者選定により直接に利益を受けていることから、倫理行動規準第5条第1項第1号に定める利害関係者に該当し、選定委員会の委員である教職員3名が金券を受け取ったことは、倫理行動規準第6条第1項第1号に定める利害関係者との間における禁止行為に違反するものと考えられる。 また、最低価格の提案業者を選定していることから、結果への影響は確認できなかつたが、不信を招きかねない不適切な行為でもある。 修学旅行の業者選定に当たっては、企画見積書の提案内容が適切であるか十分確認するよう注意するとともに、再発防止に取り組まれたい。	措置済	令和7年2月に、市バス1日乗車券を受け取った教職員11人全員が市バス1日乗車券相当額（合計7,700円）を旅行業者に返金した。さらに校長より職員全体へ修学旅行の業者選定の施行方法や、業者選定にかかる倫理行動規準等の指導と注意喚起を行った。 令和7年度以降に実施する業者選定委員会から、企画見積書や福岡市職員の公務員倫理に関する条例等の内容を、修学旅行業者選定委員会要綱に規定された業者選定関係職員全員が確認を行うことで、再発防止を図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	11	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R P 8	教育委員会 指摘	小呂中学校	光熱水費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、LPガスの購入に係る光熱水費等8件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。	措置済	令和7年2月に、市バス1日乗車券を受け取った教職員11人全員が市バス1日乗車券相当額（合計7,700円）を旅行業者に返金した。さらに校長より職員全体へ修学旅行の業者選定の施行方法や、業者選定にかかる倫理行動規準等の指導と注意喚起を行った。 令和8年度以降に実施する業者選定委員会から、企画見積書や福岡市職員の公務員倫理に関する条例等の内容を、修学旅行業者選定委員会要綱に規定された業者選定関係職員全員が確認を行うことで、再発防止を図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	事務	12	(第7 1 2 4 号 別冊 2) R P 8	教育委員会 意見	教育支援課 高援課 教育小課 学校発達教育課 教育セントラル 学校教育	市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について（意見） 市立学校で使用する薬品や危険物等（塩酸、水銀、ガソリン等）については、児童生徒及び教職員の生命や健康の確保を第一に考え、取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、教育委員会が策定した「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」に基づき管理するよう定められている。また、薬品管理台帳については、万一、事件・事故が生じた場合には関係機関から提示が求められることもあるため、正確に記帳する必要がある。 これまで、市立学校における薬品や危険物等の管理については度々指導を行ってきたところであるが、今回の定期監査においても、使用実績のない薬品を多数保管していた事例や、必要な表示のない容器で薬品を保管していた事例、薬品管理台帳を作成していない事例等、依然として複数の学校で不適切な管理状況が見受けられた。 各学校に対して、薬品の適正な保管方法や薬品管理台帳の記載方法について周知徹底するとともに、マニュアルに基づいた適正な管理がなされているか点検を実施する等、再発防止や未然防止に取り組まれたい。	措置済	令和7年2月に、市バス1日乗車券を受け取った教職員11人全員が市バス1日乗車券相当額（合計7,700円）を旅行業者に返金した。さらに校長より職員全体へ修学旅行の業者選定の施行方法や、業者選定にかかる倫理行動規準等の指導と注意喚起を行った。 令和9年度以降に実施する業者選定委員会から、企画見積書や福岡市職員の公務員倫理に関する条例等の内容を、修学旅行業者選定委員会要綱に規定された業者選定関係職員全員が確認を行うことで、再発防止を図っている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日	
			公表日	ページ	局区分	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第1期	事務	13	(第7 1 2 4 2 号 別冊 2)	P .9	教育委員会 総務課、関係課	意見	市立学校における財務事務の適正な執行について（意見） 市立学校においては、これまでも事務処理誤りの防止、安全管理に向けた対策等に取り組まれているところではあるが、今回の定期監査において、前述⑥から⑪までの事例にあるとおり、支払い遅延、修学旅行の業者選定、薬品や危険物等の管理等について不適切である事例が複数の学校で見受けられた。 教育委員会においては、関連する要綱やマニュアルの遵守及び活用状況を確認するとともに（運用上の問題）、これらの要綱やマニュアルが各事務を適正かつ効率的・効果的になされる仕組みとなっているかどうかについて点検し（整備上の問題）、学校における事務の特性やリスクに応じた内部統制の充実に取り組まれたい。	措置済	修学旅行の業者選定については、当該事務処理を記載していたマニュアルを見直し、適正かつ効率的・効果的な事務処理となるよう令和7年3月に新たな事務処理マニュアルを策定し、学校に対して周知を行った。 加えて、支払い遅延及び修学旅行の業者選定の事務処理については、例年実施している管理職対象の財務研修において、特に気を付ける事項として取り上げ、令和7年4月に本年度分を実施し、再発防止を図っている。なお、令和7年度から事務職員も本研修の受講対象者とし、更なる適正化を図っている。 薬品や危険物等の管理等については前述⑫措置状況とのおりである。 引き続き公正職務推進室からの通知、照会を内部に周知するなど、法令等を遵守した業務遂行に努めていく。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	1	(第7 1 2 4 2 号 別冊 2)	P .9	財政局 設備課	指摘	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 こども総合相談センター空調設備更新工事〔No.8〕（契約金額6,106万3,200円） 本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事における天井内の仮設足場について、吊り足場から作業床の設置に変更した。 また、空調設備の集中リモコンについては、各階に1台ずつ設置することにしていたが、集約が可能であったため、全体で1台に変更した。 しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。 今後は、適正な設計変更に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施した。また、設計変更ガイドラインに基づく対応を課内研修で再確認を図ると共に検査課とも連携し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	2	(第7 1 2 4 2 号 別冊 2)	P .10	財政局 設備課	指摘	イ 経済性、有効性を考慮した設計を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その1）〔No.4〕（契約金額7,130万6,400円） 本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。 女子便房において、壁面に擬音発生装置を設置しているが、温水洗浄便座にも擬音発生機能があり、機能が重複した不経済な整備となっていた。 また、排水設備工事において、排水立管に満水試験用の継手を設置しているが、設計図書に満水試験の実施を規定していなかったことから、結果として、満水試験が実施されておらず、所期の目的が達成されていなかった。 今後は、経済性、有効性を考慮した設計に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	3	(第7 1 2 4 2 号 別冊 2)	P .10	財政局 設備課	指摘	ウ 設計変更を適正に行うべきもの【重点事項】 福岡競艇場競技棟空調設備改修工事〔No.18〕（契約金額4,042万8,630円） 本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。 地下オイルタンクの撤去工事において、当初設計では、地下オイルタンクの撤去とともに、外郭コンクリート躯体の撤去も行うこととしていたが、契約後に上空を通る架空電線が支障になり、土留めに必要な鋼矢板の打設ができないことが判明したため、外郭コンクリート躯体の撤去を取りやめた。 しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。 今後は、適正な設計変更に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施した。また、設計変更ガイドラインに基づく対応を課内研修で再確認を図ると共に検査課とも連携し、再発防止に努めている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日	
			公表日	ページ	局区分	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第1期	工事	4	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 0	財政局 設備課	指摘	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの こども総合相談センター空調設備更新工事〔No.8〕(契約金額6,106万3,200円) 本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、室外機の搬出入費及び据付費については、「公共建築工事標準単価積算基準」により歩掛が規定されているにもかかわらず、誤って見積りにより単価を決定していた。また、室外機のアンカーを重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 屋外の冷媒管を保護するダクトを誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	5	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 1	財政局 設備課	指摘	イ 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事(その1)〔No.4〕(契約金額7,130万6,400円) 本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。 衛生設備工事の積算において、はつり工事にかかるX線内部探査は見積りを徴収して単価を決定していたが、見積りにおいて探査の箇所数が誤っていた。 また、換気ダクトのボックスに対する消音内張りについて、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計算する必要があるが、誤って計上していなかった。 また、福祉型便房に衛生器具と器具周りの内装が一体化された製品を設置しているが、内装の組立てにかかる労務費を誤って計上していなかった。 さらに、上水管及び中水管への表示テープ巻き及び上水管との誤接合防止策としての中水管への塗装工事を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	6	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 1	財政局 設備課	指摘	ウ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟空調設備更新工事「総合評価」〔No.5〕(契約金額2億8,518万2,700円) 本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、本工事で採用した床置型空調機の据付費は「公共建築工事標準単価積算基準」に歩掛が規定されていないため、空調機の更新に伴うキャビネットの取外し及び復旧にかかる費用も含めて、見積りを徴収して決定する必要があるが、誤って本工事で採用した機種とは異なる機種の歩掛を適用し、また、キャビネットの取外し及び復旧にかかる費用を計上していなかった。 また、本工事は発注者指定方式による週休2日工事の対象工事であり、その場合は労務費を割増しする必要があるが、誤って一部の労務費を割増していなかった。 さらに、設計変更における共通費の算定において、設計変更に伴い算定条件が変更になったにもかかわらず、誤って条件を変更せずに算定していた。 その結果、過小な積算となっていた。 設計変更にて、既存空調機における冷媒回収工事を追加したが、機器の台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日	
			公表日	ページ	局区分	課	内容	措置状況	内容	内容		
R6	定期監査	第1期	工事	7	(第 7 1 2 4 号 別 冊 2)	P · 1 2	財政局 設備課	指摘	エ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 [No.18] (契約金額4,042万8,630円) 本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。 空調設備工事の積算において、弁類に対して誤った材質及び種類の単価を適用していました。 また、自動制御設備工事における休日夜間割増費及び既存側溝の撤去復旧費について、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。 さらに、冷媒管への化粧カバーの数量が誤っており、また、埋設油管の撤去費を重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	8	(第 7 1 2 4 号 別 冊 2)	P · 1 3	財政局 設備課	指摘	オ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡サンパレス給湯設備改修工事 [No.13] (契約金額4,450万500円) 本工事は福岡サンパレスの給湯設備を改修する工事である。 「建築設備工事積算基準の運用」によると、入居者の執務や利用環境保持のため作業の連続性がなく作業効率が低下する工事や、常に作業を行なう建物内に居住者がいる施設で作業時間に制限がある工事においては、標準歩掛りを割増した改修単価を適用することとしている。本工事においては、ホール、レストラン、ホテル等の施設を利用しながら工事を行う条件であるため、同積算基準の運用に基づき標準歩掛りを割増した改修単価を適用する必要があったが、誤って標準歩掛りを割増していない新単価を適用していた。 また、給湯管の単価適用が誤っていた。 さらに、伸縮管継手と振れ止め支持材を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 給湯管における保温工事の単価適用を誤っていた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	今回の指摘内容を、令和7年5月の課内会議で周知し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うと共に、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	9	(第 7 1 2 4 号 別 冊 2)	P · 1 3	財政局 財産管理課	指摘	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの【重点事項】 【小規模工事等監査】 本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討業務委託 [No.7] (契約金額249万7,000円) 本委託は本庁舎における空調設備の更新等の検討を行う業務委託である。 委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。 しかしながら、本委託においては、提出が必要である図書のうち一部の図書が履行期間内に提出されていないにもかかわらず、業務完了と認めて業務委託料を支払っていた。 今後は、適正な契約事務に努められたい。	措置済	今回の指摘内容について、令和7年1月の課内会議で周知・共有するとともに、係長・検査係長による複数チェックを行うなど、再発防止に努めている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	10	(第 7 1 2 4 号 別 冊 2)	P · 1 4	財政局 設備課	指摘	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟空調設備更新工事 [総合評価] [No.5] (契約金額2億8,518万2,700円) 本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。 入札時において、入札参加業者から「既存空調機の撤去に伴う冷媒回収工事にかかる費用が未計上である」との質疑により、本項目における積算の誤り(未計上)が発覚したが、「本工事に冷媒回収工事は含まない」と回答して入札を行い、契約後の設計変更にて冷媒回収工事を追加した。 しかしながら、積算の誤りが発覚した質疑の時点で入札を中止し、予定価格を訂正したうえで再度入札手続きを行う必要があった。 今後は、適正な契約事務に努められたい。	措置済	今回の指摘内容について、令和7年5月の課内会議で周知し、契約事務の手引きについての研修を行うことで再発防止に努めている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果				措置の状況・市の見解			通知日	
			公表日	ページ	局区分	課	結果区分	内容	措置状況	内容	内容		
R6	定期監査	第1期	工事	11	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 4	埋 藏 文 化 財 セ ン タ ー	指摘	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの [小規模工事等監査] 消防設備保守点検業務委託 [No.15] (契約金額154万円) 本委託は埋蔵文化財センターの消防設備を保守点検する業務委託である。 委託料の算定において、点検対象である屋内消火栓設備の数量を誤った結果、過大な 積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	指摘事項について、令和7年2月の課内会議で内容や原因について情報共有を図った。 また、積算に関する知識不足を回避するため、設計を行う前に適切な積算基準を理解の上、点検対象物の数量を必ず確認し、正確な積算に努めるとともに、精査でのダブルチェックを徹底している。	R7.8.8	
R6	定期監査	第1期	工事	12	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 4	道 路 下 水 道 局	西部 道 路 課	指摘	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 管渠工の積算及び諸経費の算定を適正に行うべきもの 橋本駅前広場外1道路改良工事 [No.17] (契約金額6,146万2,500円) 本工事は橋本駅の駅前広場整備工事である。 管渠工の積算において、管(函)渠型側溝(□300、□500) 1m当たりの単価で算出 すべきところ、誤った見積単価を適用していた。また「土木工事実施設計単価表」の管 (函)渠型側溝の単価を適用すべきところ、誤って見積りを徴収した単価を採用してい た。 さらに、「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設费率に含 まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	積算の誤りについては、再発防止のため、令和7年3月に課内研修を実施し、周知徹底を行った。 また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和7年3月に 工事の設計・積算に関するチェックリストの項目改訂を行い、複数人で確認 を行うこととしている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	13	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 5	道 路 下 水 道 局	施 設 整 備 課	指摘	イ 配管据付工の積算を適正に行うべきもの 西部水処理センター 2系消化槽機械設備更新工事 [総合評価] [No.37] (契約金額 7億1,276万8,100円) 本工事は水処理センターにおける消化槽の機械設備を更新する工事である。 配管据付工の積算において、「下水道用設計標準歩掛表」によると、既設管廊内及び 既設機器設置場所での作業は歩掛を上乗せすることとなっている。 しかしながら、小配管据付けにおいて、誤って歩掛を上乗せしなかった結果、過小な 積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	積算の誤りについては、再発防止のため、令和7年2月に課内研修を実施し、周知徹底を行った。 また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和7年3月から新たに設計積算に使用する積算ワークシートの改良を実施し、再発防止を 図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	14	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P · 1 5	道 路 下 水 道 局	東 部 道 路 課	指摘	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの ア 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項] 福岡空港線電線共同溝建設工事 (その1) [総合評価] [No.10] (契約金額 1億6,347 万2,100円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 現況舗装撤去 (インターロッキングブロック) の無筋コンクリート処理について、当 初設計で誤った認定再利用施設 (中間処理施設) の処分料単価を採用していたことか ら、数量等の変更に伴う設計変更に併せて適正な単価に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきでは なかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。	措置済	単価変更については、再発防止のため、令和7年2月に課内研修を実施し、周知徹底を行った。 また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、令和7年3月に チェックリストの改定を行い、再発防止を図っている。	R7.8.8

年度	監査種別	番号	報告書	対象所属	監査の結果			措置の状況・市の見解			通知日	
			公表日	ページ	局区等	課	結果区分	内容	措置状況	内容		
R6	定期監査	第1期	工事	15	(第7R 1 2 4 2 号 別 冊 2)	P 1 5	道路 下水道 局	施設 整備 課 指摘	イ 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項] 浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事 [総合評価] [No.20] (契約金額 1億4,284万6,000円) 本工事は浜の町ポンプ場内に下水道管を築造する工事である。 海水の逆流に対応する止水板設置工において、第1回設計変更で誤った止水板の単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う第2回設計変更に併せて適正な単価に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。	措置済	契約変更については、再発防止のため、令和7年2月に課内研修を実施し、周知徹底を行った。 また、同様の誤りがないよう、関係部署内で共有を図り、精査に十分な時間を確保することで、再発防止を図っている。	R7.8.8
R6	定期監査	第1期	工事	16	(第7R 1 2 4 2 号 別 冊 2)	P 1 6	交通 姪浜 車両 工事	指摘	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備工事（その2）[No.4] (契約金額5,188万5,900円) 本工事は車両基地内の管理棟における空調換気設備を改修する工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りに対して、誤った査定率を適用していた。 また、冷媒管の単価や換気ダクトに対する保温工事の数量が誤っており、機器の搬入費及び搬出費を重複して計上していた。 さらに、換気ダクトに対して総合調整費を計上していたが、本工事における換気機器は単体で運転するため、換気ダクトに対する総合調整費の計上は不要であった。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	措置済	本事案については、令和7年1月に、誤りやすい事例を整理している「工種別チェックリスト」に追記し、局内関係部署で情報共有するとともに所属内で研修を実施した。 また、十分な精査時間の確保を目的に、工事発注スケジュール管理表に精査期間を明記することとした上で、上記チェックリスト等を活用しながら、経験の多い職員を含めた複数人での図面精査及び設計者と精査者の対面による積算精査を実施している。 このほか、経験に関わらず設計に携わる職員全体に、実務に即した研修を継続的に実施することで、設計者及び精査者の能力向上と事案の再発防止を図っている。	R7.8.8